

山口労基発 0807 第 8 号
令和 8 年 8 月 7 日

関係団体等の長 殿

山口労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

令和 8 年度 SDS 電子化補助金事業の実施に係る周知について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づく化学物質の危険有害性情報の通知 (SDS の交付等) をより迅速かつ的確に行う観点から、SDS 情報を電子的に交換するための標準的なフォーマット及び利用マニュアルを作成し、令和 7 年 3 月に公開しました。これは、化学物質の譲渡・提供者が共通のフォーマットを用いて危険有害性情報のデータ (SDS データ) を作成することにより、電子的な情報の交換を容易にすること、SDS の作成・変更・交付等の一連の作業負担を軽減すること、SDS による情報伝達の迅速化を図ること等を目的としたものです。

このフォーマットを活用した SDS データの作成を支援するため、令和 7 年度から、化学物質の譲渡・提供者等が当該フォーマットの活用のため自社システムの改修を行う場合や、新たにシステムを導入する場合等において、必要な費用の一部を補助する「SDS 電子化補助金事業」を実施しています。

今年度は、令和 8 年 7 月 1 日から申請の受け付けを開始しておりますので、化学物質を製造、取り扱う中小事業事業者等の皆様にご利用いただけるよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力をお願い申し上げます。

【リーフレット】https://www.zeneiren.or.jp/pdf/sds_pdf_1.pdf

